

社会福祉法人島田福祉会 北嶺町第二保育園  
令和7年度定期利用保育実施・運営要項

令和7年2月

お預かりについて

パートタイム勤務、育児短時間勤務等、保護者の多様な就労形態に対応した保育で、保護者と  
社会福祉法人島田福祉会北嶺町第二保育園（以下「事業者」といいます）が直接に利用契約します。

利用対象者

（以下の内容で、入所時に契約を結びます）

2022年4月2日～2023年4月1日生まれのお子さん

保護者とも大田区在住であり、集団保育が可能であること。

- (1) フルタイム勤務の方も利用できます。
- (2) パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している人
- (3) 仕事を探している人
- (4) 親族の看護又は介護に当たっている人
- (5) 大学又は専門学校に在学している人
- (6) その他一定程度継続的に乳幼児の保育が必要な保護者のうち、法人が認めた人

定員

- ・定員は3人（1歳児2名 2歳児1名）

保育期間

- ・4月から翌年3月までの年度単位（最長1年）
- ・年度を超えて希望する場合は、再度入園の申し込みが必要です。

開所日

- ・月～金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日、年末年始休園日を除く）

保育時間

- ・1日8時間以内の利用が目安になります。（基本保育時間 7：15～18：15内の8時間）
- ・保護者が希望する8時間を「通常保育」とし、8時間を超える利用時間を「時間外保育」とします。  
※保育時間については、ご相談ください。

保育料金

- ・日額 2,200円（1日8時間まで）で設定しています。  
※それ以上の利用については、下記の料金をお支払いいただきます。  
「時間外保育料」→1時間600円  
※利用時間の記録は、タイムレコーダーで保護者が行い、職員が確認します。
- ・預かりの最長時間は 基本月／160時間までとします。

## 保育内容

- ・事業者は、児童福祉法その他関連する法律にもとづいて乳幼児の発達に必要な保育を提供します。
  - ・保育内容の詳細は、北嶺町第二保育園に準じます。
  - ・健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。
  - ・病児・病後児保育は行いません。契約時間の範囲内であっても、乳幼児に発熱、下痢、咳などの他の病気の症状がある場合、疾病している場合、疾病から回復していない場合など集団生活に支障のあるときは、事業者は保育を提供することができません。保護者はこのような状況が生じた場合には速やかに保育園に連絡をするものとします。
  - また、上記疾病から回復した場合であっても、学校保健法に定められた伝染性がある病気等の場合は、園が定める登園許可証明書等を提出するまでの間は、保育の提供をお断りすることがあります。
- ☆「北嶺町第二保育園のしおり」（重要事項の説明）に準じて保育いたします。

## 料金の支払い

- ・事業者は、利用月の利用料を翌月に請求します。保護者は、請求を受けた日から一週間以内に保育園に現金で納入します。

## 募集スケジュールなど

### □募集要綱発表

2月中旬 ホームページ掲載

### □申込書類配布

配布日時：3月3日（月）～  
8：30～17：30  
配布場所：北嶺町第二保育園

### □申込み受け付け

受付期間：3月3日（月）～3月14日（金）8：30～17：30の間（土・日を除く）  
受付場所：北嶺町第二保育園

※申し込みにいらっしゃる場合は、事前に電話でお知らせ下さい。

※申し込み受付の際、申込書の記載内容について簡単な面接を行いますので、必ずお子さんと一緒にいらして下さい。

### □内定発表

3月17日（月） 決定者のみに電話連絡をいたします。  
確定後、健康診断・個別面談を行います。

※定期利用保育につきましては、空き状況により随時申し込みを受け付けています。  
利用をご希望の方は、ご連絡ください。

ご不明な点は電話でお問い合わせください。（平日10：00～17：00）

北嶺町第二保育園 TEL（03）3748-8301